

## 第2章 要件事実論

### 第1節 基本事項

#### 1. 要件事実論とは

新問題研究 1～9、要件事実論 30 講  
義 1～6 頁

民法をはじめとする実体法規では、法律効果の発生（＝権利の発生・障害・消滅・阻止）の発生に必要な法律要件が定められており、実体法上は、具体的事実が法律要件を満足した場合に当該実体法規が定める法律効果の発生が認められることになる。

民事訴訟の場面では、裁判所が、当事者（原告・被告）が主張・立証した事実（＝当該事案における具体的事実。これを「生の事実」と呼んだりもする。）に実体法規を適用し、当事者が主張する法律効果の発生の有無を判断することになる（厳密には、法適用は裁判所の専権事項であるから、裁判所は、当事者が主張していない法律効果に係る実体法規を事実適用することも可能であるが、こうした事態はかなり稀である。）。

民事訴訟では、実体法規が定める法律要件について、原告と被告とに証明責任が分配される（なお、主張責任の分配は証明責任の分配に一致する。）。

例えば、XのYに対する売買代金支払請求訴訟において、Yが弁済の事実を主張したとする。Xは、①代金支払請求権の発生要件（民法 555 条）に該当する具体的事実（＝XY間における売買契約の締結）について証明責任を負い、Yは、②代金支払請求権の消滅原因である弁済の発生要件（民法 492 条）に該当する具体的事実（＝Yが当該代金支払請求権について弁済をしたこと）について証明責任を負う。

Xが①の事実について主張・立証する一方で、Yが②の事実について主張したものの、提出した証拠によってはその存在を証明することができなかったという場合、②の事実は存在しないものとして扱われ、判決が言い渡されることになる。この場合だと、裁判所は、①の事実の存在については主張と証明があるため、①の事実に民法 555 条を適用して代金支払請求権の成立が認められると判断する一方で、②の事実の存在については証明がなされていないため、その事実は存在しないものとして扱うことにより②を要件事実とする弁済（民法 492 条）による代金支払請求権の消滅は認められないと判断することになり、その結果、請求認容判決を言い渡すことになる。

このように、民事訴訟の場面において、実体法規が定めている法律要件について原告と被告のどちらが証明責任（さらには、その前提としての主張責任）を負っているのかという問題に関する法律学が、要件事実論である。

#### 2. 主張の分類

例えば、XのYに対する売買代金支払請求訴訟において、Xが請求原因として「XY間における売買契約締結」について主張・立証し、次にYが抗弁として「YのXに対する貸金返還請求権による相殺」について主張・立証し、更に

Xが再抗弁として「貸金返還請求権の消滅時効」について主張・立証したとする。このように、原告と被告の主張・証明責任は段階的に分配されている。

#### (1) 請求原因

請求原因事実とは、訴訟物である権利又は法律関係を発生させるために必要な法律要件に該当する具体的事実を意味する（これを「請求原因」と呼ぶこともある。）。

#### (2) 抗弁

抗弁とは、主張事実が請求原因事実と両立し、かつ、請求原因事実から生じる法律効果を覆滅（障害・消滅・阻止）する機能を有するものである。

抗弁事実とは、抗弁の要件事実に該当する具体的事実を意味する。

#### (3) 再抗弁

再抗弁とは、主張事実が抗弁事実と両立し、かつ、抗弁事実から生じる法律効果を覆滅（障害・消滅・阻止）する機能を有するとともに、請求原因事実から生じる法律効果を復活させる機能を有するものを意味する。

再抗弁事実とは、再抗弁の要件事実に該当する具体的事実を意味する。

#### (4) 再々抗弁

再々抗弁とは、主張事実が再抗弁事実と両立し、再抗弁事実から生じる法律効果を覆滅（障害・消滅・阻止）するとともに、抗弁事実から生じる法律効果を復活させる機能を有するものを意味する。

再々抗弁事実とは、再々抗弁の要件事実に該当する具体的事実を意味する。

#### (5) 否認

否認とは、当事者の一方が相手方の主張する事実の存否を争うことであり、主要事実を対象とする場合には、当事者の一方が相手方が主張責任に従って主張した主要事実の存在を争うことを意味する（理論上は、相手方が主張責任を負っていない主要事実を主張している場合にその存否を争うという形での否認もあり得るが、稀なケースであるはここでは想定しなくてよい。）。否認をする際には、その理由として、相手方が主張する主要事実存在と両立しない間接事実（これを「消極的間接事実」という。）を主張するのが通常である。

### 3. 事実と証拠の分類

#### (1) 事実

要件事実：法律関係の発生等（発生・障害・阻止・消滅など）に直接必要なものとして法律が定める抽象的な要件<sup>1)</sup>

<sup>1)</sup> 法律要件には、事実をもって記載されている事実的要件と規範的評価をもって記載されている規範的要件とがある。規範的要件については、規範的評価自体が主張立証の対象となる主要事実となるのではなく、規範的評価を根拠づける具体的事実（評価根拠事実）と評価根拠事実と両立して規範的評価を妨げる具体的事実（評価障害事実）とが主要事実となる。例えば、不法行為に基づく損害賠償請求訴訟において、原告は「過失」の評価根拠事実について主張・立証する必要があるとあり、原告が主張・立証した評価根拠事実により裁判所において「過失」が認められるという規範的評価が成立するのであれば、被告において「過失」の評価障害事実を主張・立証する必要があるが生じる。反対に、原告が主張・立証した評価根拠事実だけでは「過失」が認められるという規範的評価が成立しないのであれば、被告が「過失」の評価障害事実を主

主要事実：要件事実に該当する具体的事実

間接事実：主要事実の存否を経験則によって推認させる具体的事実

補助事実：証拠の評価に関する事実（証拠の証明力に影響を与える事実）

## （２）証拠

直接証拠：主要事実を直接に証明する証拠

間接証拠：間接事実又は補助事実を直接に証明する証拠<sup>2)</sup>

---

張・立証するまでもなく、「過失」という規範的評価が認められないことになる（要件事実論 30 講 89～94 頁、新問題研究 102 頁）。

<sup>2)</sup> 刑事訴訟法では、証拠は直接証拠、間接証拠及び補助証拠の 3 つに分類されるが、民事訴訟における証拠の分類は直接証拠及び間接証拠の 2 つだけであり、間接証拠が刑事訴訟法における間接証拠と補助証拠の双方を意味する用語として用いられている。

## 第2節. 売買契約

### 第555条（売買）

売買は、当事者の一方がある財産権を相手方に移転することを約し、相手方がこれに対してその代金を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。

### 想定事例

Xは、Yとの間で、令和4年5月1日、Xが所有する動産甲を代金100万円でYに売却する旨の契約を締結した。

## 1. 代金支払請求訴訟

### (1) 訴訟物

売買契約に基づく代金支払請求訴訟の訴訟物は、売買契約に基づく代金支払請求権である。

### (2) 請求の趣旨

被告は、原告に対し、100万円を支払え。

### (3) 要件事実

#### ア. 請求原因

売買契約に基づく代金支払請求権は、売買契約（555条）の成立により直ちに発生するのが原則である。

したがって、原告は、売買契約に基づく代金支払請求の請求原因において、売買契約の成立要件として、売買契約の締結を主張すれば足りる。

売買契約は目的物と代金の有償交換を目的とする契約であるから、売買契約の締結が認められるためには、合意において、目的物と代金額（又はその決定方法）が確定していることが必要である。

なお、他人物売買も債権的には有効である（561条）から、売主が売買契約締結時に目的物を所有していたことは不要である。

#### （事実記載例）

Xは、Yに対し、令和4年5月1日、動産甲を代金100万円で売った。

## イ. 抗弁

### (ア) 代金支払時期の合意

売買契約において、履行期限は契約の本質的要素ではないから、履行期限の合意がある場合であっても、履行期限の合意とその期限の到来を請求原因として主張する必要はない。

代金支払債務の履行期限の合意があることが抗弁、その期限が到来したことが再抗弁となる。

### (イ) 同時履行の抗弁権

#### a. 抗弁事実

同時履行の抗弁権（533条）の実体法上の要件は、①双務契約から生じた相対立する債務が存在すること、②相手方の債務が履行期にあ

類型別2頁、4項

類型別3頁

ること、③相手方が自己の債務の履行又はその提供をしないで履行請求をしたことである。

もともと、抗弁事実としては、①ないし③を主張する必要はなく、④（訴訟上で）原告が債務を履行するまでは自己の債務の履行を拒絶するとの権利主張をすることで足りる（権利抗弁）。

#### b. 再抗弁事実

##### (a) 先履行の合意の再抗弁

➡ 再々抗弁として、㉗履行をしたことと、㉘不安の抗弁がある。

##### (b) 反対給付の履行の再抗弁

➡ 相手方の同時履行の抗弁権を失わせるためには弁済の提供だけでは足りず、それを継続する必要があると解する。なぜならば、一方当事者が弁済の提供をしてもその債務を免れるわけではないため、対価的關係にある双務契約上の債務間の履行上の牽連性という制度趣旨からすれば、なお債務間の履行上の牽連性を存続させるべきだからである。なお、訴え提起後に履行の提供がされた場合については、これが再抗弁になるとする見解とこれを否定する見解とがある。

最判 S34.5.14

#### (ウ) 手付契約に基づく解除

##### a. 抗弁

買主は、売買契約に付随して売主に手付を交付していた場合には、手付返還請求権を放棄することにより、売買契約を解除することができる（557条1項）。抗弁事実は、次の通りである。

##### ①売買契約に付随して手付交付の合意をしたこと

理由：手付契約は売買契約に付随して締結されるものである

##### ②①の合意に基づく手付の交付

理由：要物契約

##### ③手付返還請求権の放棄の意思表示

理由：手付返還請求権の放棄の意思表示を不要と解すると、解除の意思表示に解除事由の明示が不要とされることから、手付に言及することなく解除の意思表示をした場合であっても、手付返還請求権放棄の効果が生じることとなり得、妥当でない。

##### ④契約解除の意思表示

理由：手付解除にも540条が適用される。

##### b. 再抗弁

##### ・解約権留保排除合意

理由：手付は解約手付であると推定される（557条1項）から、解約手付であることが抗弁となるのではなく、解約権留保排除合意の存在が手付解除権の発生障害要件として再抗弁になる。

##### ・売主が「契約の履行に着手した」こと

## (エ) その他の抗弁

弁済の抗弁（473条）、代物弁済（482条）、消滅時効の抗弁（166条以下）、契約の解除（541条以下）、債権譲渡による債権喪失（466条1項）などがあるが、これらは別の項目で取り上げる。

## 2. 目的物引渡請求訴訟

### (1) 訴訟物

売買契約に基づく目的物引渡請求訴訟の訴訟物は、売買契約に基づく目的物引渡請求権である。

なお、目的物が土地・建物である場合、所有権に基づく返還請求権、賃貸借契約の終了に基づく目的物返還請求権では、土地明渡請求権・建物明渡請求権となるが、売買契約に基づく目的物返還請求権では、土地引渡請求権・建物引渡請求権となる。

### (2) 請求の趣旨

被告は、原告に対し、動産甲を引き渡せ。

### (3) 要件事実

#### ア. 請求原因

売買契約（民法 555 条）における売主は、売買契約に基づく財産権移転債務の一内容として、目的物引渡義務を負う。この意味において、売買契約が成立すると、買主の売主に対する目的物引渡請求権が発生する。したがって、原告は、売買契約に基づく目的物引渡請求の請求原因において、売買契約の成立要件として、売買契約の締結を主張すれば足りる。

#### イ. 抗弁

抗弁は、基本的に、代金支払請求に対するものと同様である。

完全講義「基礎編」208頁、類型別  
72頁

### 第3節. 贈与契約

#### 第549条（贈与）

贈与は、当事者の一方がある財産を無償で相手方に与える意思表示し、相手方が受諾をすることによって、その効力を生ずる。

#### 第550条（書面によらない贈与の解除）

書面によらない贈与は、各当事者が解除をすることができる。ただし、履行の終わった部分については、この限りでない。

#### 想定事例

Xは、Yとの間で、令和4年5月1日、Xが所有する動産甲を代金100万円でYに贈与する旨の契約を締結した。

#### 1. 訴訟物

贈与契約に基づく目的物引渡請求訴訟の訴訟物は、贈与契約に基づく目的物引渡請求権である。

#### 2. 請求の趣旨

被告は、原告に対し、動産甲を引き渡せ。

#### 3. 要件事実

##### （1）請求原因

不動産の贈与契約（549条）における贈与者は、贈与契約に基づく財産権移転債務の一内容として、目的物引渡義務を負う。この意味において、贈与契約が成立すると、受贈者の贈与者に対する目的物引渡義務が発生する。

したがって、原告は、贈与契約に基づく目的物引渡請求の請求原因において、贈与契約の成立要件として、贈与契約の締結を主張すれば足りる。

##### （事実記載例）

Xは、Yに対し、令和4年5月1日、動産甲を贈与した。

##### （2）抗弁

抗弁は、履行期限の合意、書面によらない贈与の解除（550条本文）などがある。

完全講義「基礎編」208頁、民法講義IV343頁、類型別72頁

## 第4節 請負契約

### 第632条（請負）

請負は、当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。

### 第633条（報酬の支払時期）

報酬は、仕事の目的物の引渡しと同時に、支払わなければならない。ただし、物の引渡しを要しないときは、第624条第1項の規定を準用する。

### 想定事例

Xは、Yとの間で、令和4年5月1日、Yが所有する甲土地の上に建物を建築する工事（以下「本件工事」という。）を報酬1000万円で請け負う旨の契約を締結した。

#### 1. 訴訟物

請負契約に基づく報酬請求訴訟の訴訟物は、請負契約に基づく報酬支払請求権である。<sup>1)</sup>

#### 2. 請求の趣旨

被告は、原告に対し、1000万円を支払え。

#### 3. 要件事実

##### （1）請求原因

##### ア. 請負契約の締結

①請負契約（民法632条）の成立要件として、請負契約の締結を主張する必要がある。

そして、請負契約は、「当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約することによって、その効力を生ずる」（民法632条）ものであるから、請負契約の締結が認められるためには、合意において、完成すべき仕事の内容と代金額（又はその決定方法）が確定していることが必要である。

##### イ. 仕事の完成

請負契約に基づく報酬債権は請負契約の成立と同時に発生するものである（判例・通説）が、請負契約に基づく報酬は、仕事の完成後でなければ請求することができないのが原則である（民法633条・624条1項参

類型別 196 頁

類型別 196～197 頁

大判 S5.10.28

<sup>1)</sup> 訴訟物の表現について、「請負契約に基づく報酬請求権」として「支払」を不要とする立場もあるが（類型別 195 頁、完全講義「民事」206 頁など）、令和4年予備試験の出題趣旨では「請負契約に基づく報酬支払請求権」とされている。

照)。これを、「報酬後払の原則」という。そうすると、当事者が報酬の支払時期について報酬前払の特約をしていない場合には、報酬後払の原則を定める上記の任意規定が適用されるから、請負報酬の支払を請求するためには、②仕事の完成も主張する必要がある。

ここでいう「仕事の完成」とは、予定された最後の工程まで仕事が終了したことを意味する（予定工程終了説）。

#### ウ. 目的物の引渡し

仕事の目的物の引渡しを要する場合には、報酬支払いと目的物の引渡しとは同時履行の関係にある（633条本文）。したがって、請負報酬の支払を請求するには、実体法上は、仕事の完成に加えて、目的物の引渡しまで必要である。

もともと、訴訟上は、目的物の引渡しは、請求原因ではなく、同時履行の抗弁に対する再抗弁に位置付けられる。

したがって、少なくとも、請負契約に基づく報酬支払請求の請求原因としては、③目的物の引渡しを主張する必要はない。<sup>2)</sup>

（事実記載例）

- ① Xは、Yとの間で、令和4年5月1日、本件工事を報酬1000万円で請け負った。
- ② Xは、令和〇年〇月〇日、本件工事を完成させた。

#### （2）抗弁

抗弁としては、売買契約における抗弁（履行期限の合意、引渡しとの同時履行、弁済、代物弁済、消滅時効、契約の解除、債権譲渡による債権喪失など）のほかに、㉞危険負担（536条1項）、㉟契約不適合を理由とする修補（559条、562条1項本文）との同時履行（533条本文）、㊱契約不適合を理由とする債務不履行に基づく損害賠償（559条、562条、564条、415条1項）との同時履行（533条本文）、㊲契約不適合を理由とする債務不履行に基づく損害賠償請求権による相殺（505条1項本文）、㊳契約不適合を理由とする代金減額請求（559条、563条1項、562条1項本文）なども挙げられる。

類型別 199～207 頁

<sup>2)</sup> もともと、附帯請求として遅延損害金も請求する場合（訴訟物は、履行遅滞に基づく損害賠償請求権〔415条1項本文〕）は、③まで必要である。請求原因において、請負契約の締結を主張した際に、請負契約が仕事の目的物の引渡しを要するものであることが現れた場合には、請負報酬の支払と仕事の目的物の引渡しとが同時履行の関係に立つこと（民法 633 条本文）が明らかとなるから、同時履行の抗弁権の存在効果を消滅させて履行遅滞を違法ならしめるために、請求原因として、③原告が請負契約に基づき完成した仕事の目的物の引渡しの提供をしたことを主張する必要があるのである（類型別 198～199 頁）。